

## 東京医療保健大学医療保健学部広報・システム委員会規程

### (設置及び組織)

第1条 東京医療保健大学学則に基づく情報公開並びに広報活動及び大学に関する情報システムに関する事項を審議立案するために、医療保健学部広報・システム委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の各項に掲げる委員で組織する。
  - (1) 医療保健学部・研究科運営会議で任命する教員
  - (2) 経理財務部長
  - (3) 入試広報部長
  - (4) 学生支援センター長
- 3 委員の任期は2年とする。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 本学における情報公開並びに広報活動の基本方針等の策定に関する事項
- (2) 本学における情報システムの基本的な指針に関する事項
- (3) 学報の発行に関する事項
- (4) 大学のホームページに関する事項
- (5) 大学の情報システムの設備整備に関する事項
- (6) その他、本学の広報に関する事項
- (7) その他、本学の情報システムの管理・運営上必要と認められる事項

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は医療保健学部・研究科運営会議にて委員の中から任命する。

### (議事)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

### (事務)

第5条 委員会の事務は、経理財務部で行う。

附 則           この規程は、平成17年4月1日から施行する。  
                  この規程は、平成18年2月15日から施行する。  
                  この規程は、平成22年12月8日から施行する。  
                  この規程は、平成30年4月1日から施行する。